



日本夜景遺産認定地、幌見峠展望駐車場より札幌市街地を望む

# 有料老人ホームに対する 告発による違反是正について

札幌市消防局

## はじめに

札幌市消防局中央消防署管轄内において、高齢者向けのマンション（共同住宅）として建築された対象物が、使用開始から数年後に行われた保健関係部局の調査により「有料老人ホーム」に該当すると判定されたことから、屋内消火栓設備未設置等の違反が発生しました。

本稿では、その命令、告発に至った経緯及びその対応等について紹介させていただきます。

## 1 対象物の概要について

(1)用途：有料老人ホーム（(6)項ハ(1)）

(2)構造：耐火造 地上14階建て

(3)延面積：3,082.590㎡

(4)収容人員：53人

(5)管理権原者

所有者：株式会社A 代表取締役a（東京都に所在する法人）

管理者：株式会社B 代表取締役b（当市に所在する法人）

(6)建築年月日等

消防同意：平成19年1月

使用開始：平成20年2月

## 2 違反是正までの主な経過

H28.1.1	平成27年に実施された保健関係部局の調査により、有料老人ホームに該当すると判定され、当市のホームページに「未届有料老人ホーム」として公表 ※保健関係部局に確認したところ、入居の要件に介護サービス（食事の提供）があり、入居と介護サービスを一体的に行っていることから、有料老人ホームに該当すると判断したとのことであった。
H28.1.8 H28.3.7	(5)項ロから(6)項ハ(1)への用途変更に伴い、立入検査を実施 ※当市は同時期に「未届有料老人ホーム」の疑いのある施設に対して、消防、保健、建築による合同立入検査を実施し、それぞれの部局が必要な指導を行っていた。
H28.3.30	株式会社Aに立入検査結果通知書を交付 ※主な違反事項は、屋内消火栓設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯の未設置である。なお、これらの設備は建物に固定される設備であり、賃貸借契約書には管理者である株式会社Bに消防用設備等を設置する旨の内容がないことから、Aのみを名あて人とした。
H28.4.15	違反対象物の公表制度により「屋内消火栓設備未設置」対象物として、当市の公式ホームページ上に公表
H28.11.4	警告書を交付（履行期限H29.3.31）
H29.4.19	Aにより消防機関へ通報する火災報知設備未設置及び誘導灯未設置の違反が是正される。
H29.7.4	命令書を交付（履行期限H29.12.15）
H29.12.28	命令の履行期限が経過したことから、催告書を交付
H30.5.25	Aから履行計画書が提出され、是正意思と具体的な是正時期が示されたことから、告発を留保（留保期限H31.3.31）

H31.4.26	留保期限が経過したことから、告発に係る違反調査を実施
R1.6.26	告発書を管轄警察署に提出
R2.9.15	管轄警察署から札幌地方検察庁に事件が送致
R2.12.7	札幌地方検察庁から処分通知書が送付され、不起訴処分（起訴猶予）が確定
R2.12.14	消防検査により、違反の是正を確認

## 3 違反が是正されなかった理由

Aは賃貸借契約上、本件防火対象物を「共同住宅」としてBに賃貸してきたが、本件防火対象物が保健関係部局により、「有料老人ホーム」と判定され、新たに消防用設備等の設置が必要になったことから、施設を運営するBに責任があると考えていた。Aは、消防用設備等の設置に係る費用をBが負担すべきであると考え、Aの子会社で当市に所在する株式会社Cの代表取締役cを代理人として、Bと費用負担について協議していくことを予定していた。

しかし、Bは建物使用開始時から運営形態に大きな変更がないにもかかわらず、使用開始後に保健関係部局から「有料老人ホーム」に該当すると判断されたことに納得がいかないこと、消防からの指導文書の名あて人はAであることを理由に、費用負担の協議に応じていなかった。

当署としてもC及びBの担当者と複数回面談を行い、建物構造や区画等から安全性が高い特例共同住宅であることを鑑みた消防法施行令第32条の適用（屋内消火栓設備の設置をパッケージ型消火設備で認める。）により、現実的な解決策について提示するなど、関係者への指導を行っていたが、AとBの双方が弁護士を立てて、お互いの主張を譲らない状態となり、違反の是正に向けた進展は見られなかった。

## 4 告発等の検討について

### (1)使用停止命令の検討

消防法第17条の4に規定する消防用設備等の

設置維持命令の履行期限までに違反が是正されなかったことから、消防法第5条の2第1項第1号に規定する使用の停止等に係る命令について、検討を行った。

本件防火対象物は、平成7年消防予第220号の特例共同住宅であり、既存の区画や既に設置されている消防用設備等に不備はなく、有料老人ホームと判定されたものの、入居者は全員、自力避難が可能である。また、施設内は禁煙であり、火気管理が徹底されている。

これらの状況を総合的に判断すると、防火対象物の使用を制約しなければ、除去できないほどの差し迫った具体的火災危険が存在するとは言い難いため、警察比例の原則を踏まえ、使用停止命令等の発令を見合わせ、消防法第17条の4に規定する消防用設備等の設置維持命令違反に対する告発をもって対応すべきと判断した。

(2)告発時期の検討

命令の履行期限が経過した後も、A、B間における消防用設備等の設置に係る協議が進展せず、違反是正の糸口が見えないことから、次の段階に進めるため、Aの関係者に対し、今後の履行方針が明確に示されなければ、告発をもって対応することを伝えたと、平成30年5月25日に履行計画書が提出された。

履行計画書は、早急にBとの協議を完結させて、平成31年3月31日までに違反を是正すると



関係者への聞き取りの様子

いう内容であり、初めて具体的な是正意思が示されたことから、当該期限まで告発を留保することとした。

(3)告発の決定

平成31年2月に命令事項の履行状況についてCに確認したところ、Bとの協議が進展せず、履行期限までに命令事項を履行することは困難であるとのことであった。Cからは、違反是正のため引続き協議を行っていくとの説明があったが、留保期限経過後も命令事項の履行に係る進展が一切見られなかったことから、このままでは違反は是正されないと判断し、早期に告発することを決定した。

5 告発の手続き

(1)事前説明と告発書の提出

告発書提出前に管轄警察署に事案の概要を説明し、告発書の記載方法や必要な添付書類等について相談し、助言を得た。被告発人については、本件の命令違反は両罰規定が適用されることから、代表者であり行為者であるa及び株式会社Aの2者を被告発人とし、令和元年6月26日に管轄警察署に告発書を提出した。

(2)告発書の添付書類

当局では、警告、命令等の行政手続きを迅速に処理するため、違反処理に係る書類等の合理化を図っている。

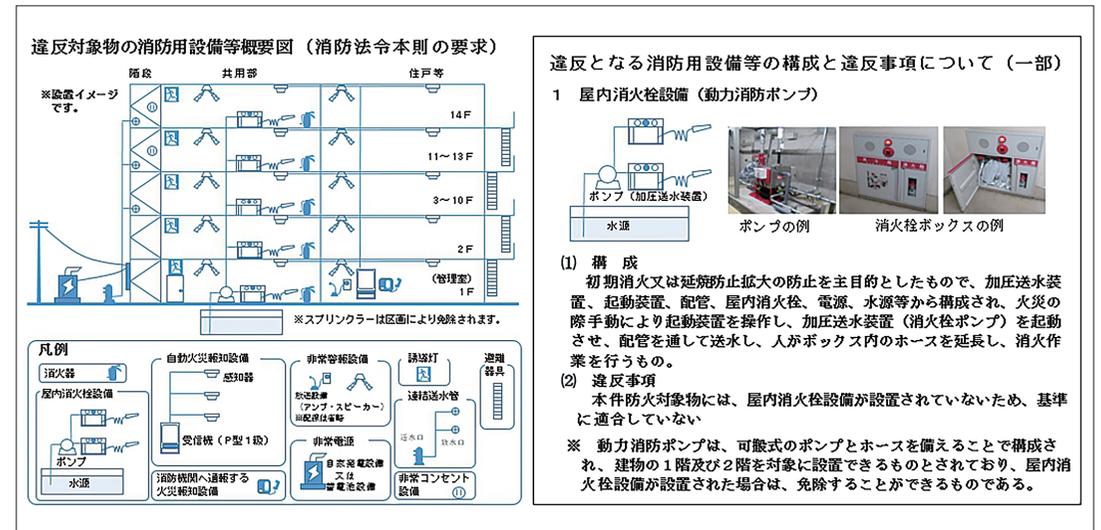
具体的には、違反状況がわかる写真を貼付けた写真台紙や、被聴取者の押印を必要としない聴取記書や査察実施経過に違反者等からの聴取事項を記録することにより、違反事実を認定して警告、命令を行い、告発などの際に必要に応じて追加の資料を作成することとしている。

今回の事案でも、詳細な実況見分調査や質問調書を添付資料とするよう求められることはなかった。

6 告発後の対応

(1)関係者への対応

告発書を提出しても、検察庁による処分の決定まで時間を要することや、被告発人が罰せら



検察官に提出した資料の例

れたとしても、違反が即時に是正される担保はないことから、入居者の安全・安心を考慮し、Aに対して違反是正に係る進捗状況の報告と違反の早期是正を促した。また、屋内消火栓設備未設置が主な違反であることを踏まえ、初期消火体制の強化や、特別避難階段への避難誘導の徹底などを防火管理者に助言し、防火管理体制の強化について指導した。

(2)警察との連携

担当警察官からは、別件捜査中のため当該告発に係る対応が遅れる旨は伝えられていたが、令和元年6月26日に告発書を提出してから、令和2年4月になっても警察の具体的な動きは見られなかった。

令和2年度の人事異動で当署の担当者が変わったことや、捜査の進捗状況を確認するため、管轄警察署に外向したところ、捜査が難航しているとのことであった。原因として、担当警察官が交代したこと、消防法違反の告発事案が少ないこと、消防法の解釈が難しいことなどが挙げられた。

そのため、担当警察官と幾度となく接触し、消防法や特例共同住宅についての解説や警察からの質問に対し、懇切丁寧に説明を行った。その後も電話による調整を日常的に行い、連携を

図った。

その後、令和2年6月18日に警察による現場検証が行われ、同年9月15日に札幌地方検察庁に事件が送致された。

(3)検察官との面会

事件が送致されると担当検察官から、現在の捜査状況を説明したい旨の連絡があり、面会を行った。

面会時に検察官から、告発の目的は、あくまでもAの処罰にあるのか当該防火対象物の違反是正にあるのかを尋ねられ、違反の是正を一番に望んでいることを伝えたと、以下の説明があった。

- ①命令違反に係る公訴時効(3年)が迫っており、早急に処分を決定する必要があるが、消防法違反の事例が少なく、消防用設備等に馴染みがないので、構成を理解することが難しく、対応に苦慮している。
- ②消防用設備等を視覚的にイメージできる資料を追加要請したい。
- ③消防側がAを名あて人として命令をしたことは、誤っていると思わないが、使用開始時から使用形態が大きく変わっていないことや、Aは賃貸借契約上、共同住宅としてBに賃貸していることなどを考慮すると、起訴した場合



実況見分の様子

に、司法がどのような判断を下すのか予想できない。

④Aの代理人Cに任意の事情聴取を行うなかで、違反が早急に是正される見込みがあれば、不起訴（起訴猶予）とすることも考えられる。違反是正の担保として、どのような書類が想定されるかを教えてほしい。

この面会により、当該告発事件が不起訴となる可能性が示されたことから、その場合の対応について検討が必要となったが、まずは違反是正の担保となる書類について担当検察官に回答するため、当局の顧問弁護士に相談するなどした。

検討の結果、「違反を是正する旨を記載した覚書」、「Aと設備業者の連名による契約書」、「着工届出書及び工事の工程表」を担保となる書類として回答することとした。併せて要請があった追加資料を担当検察官に提出し、担当検察官の判断を待つこととした。

## 7 不起訴の通知と違反是正

### (1) 検察官との面会後の動き

数日後に事態が急変した。Cから電話があり、Aが消防用設備等の設置に係る費用を負担して、違反を是正する方向で進めているので、打ち合わせをしたいとのことであった。

すぐにCと面会したところ、事情聴取により担当検察官から、違反が是正されなければ、A

が起訴されるおそれがあると説明を受けたとのことであった。

Cが事情聴取の内容をAに伝え、自身が起訴されるリスクを排除するため、違反を是正する流れになったとのことであった。

CはAの要望を受け、早急に違反の是正に動き、以前提案を受けた屋内消火栓設備の設置をパッケージ型消火設備の設置で代替する特例措置申請をする予定であり、それが認められ次第すぐに設備業者に発注するとのことであった。引続き特例の適用可否について審査を行い、屋内消火栓設備の設置をパッケージ型消火設備で代替するなどの特例を認めることとした。

特例が認められたことを確認したCは、すぐに設備業者に設備の設置を発注した。

当該事件の公訴期限が近いことから、確実に違反を是正させるため、事前に担当検察官に回答した違反是正の担保となる書類を当署に提出するようCに求めたところ、公訴期限前にすべての書類が提出された。

なお、Cは担当検察官にも同書類を提出し、早急に違反を是正する意思を示していた。

### (2) 不起訴の通知

Cから違反是正の担保となる書類がすべて提出されてから、約3週間後に担当検察官から電話があり、違反の是正が見込まれていることから不起訴（起訴猶予）処分とする予定であるとの連絡があった。

その数日後、違反の是正完了前に処分通知書により不起訴が通知された。刑事訴訟法第261条に基づく請求を行い、確認したところ不起訴処分の理由は、起訴猶予であった。

### (3) 違反是正

違反の是正に係るパッケージ型消火設備の設置工事については、先に提出された工事の工程表どおりに進んでおり、処分通知書により不起訴処分が確定した日に工事が開始された。

各階へのパッケージ型消火設備の設置に係る工事は数日で完了し、設置後に消防用設備等の設置に係る検査を実施し、これをもって告発に至った消防法違反のすべての是正を確認した。

Aに対して立入検査結果通知書交付による違反是正指導を開始してから4年9カ月という長い年月を要したが、ようやくすべての違反が是正された。違反の是正が確認されたのは、くしくも公訴時効期限日の令和2年12月14日であった。

## まとめ

今回の事案は、防火対象物の関係者間で消防用設備等の設置に係る費用負担について、民事調停を行っても解決しない紛争となったため、長期間にわたり違反が是正されず、告発を行わなければ、違反は是正されなかったと確信しています。今回の事案から学んだことをいくつか紹介させていただきます。

### (1) 警察及び検察との連携について

今回の担当警察官及び担当検察官は、消防法違反は事例が少なく、消防法の解釈も難解で理解するのに苦労したと吐露していました。今回、警察の捜査が進み始めたのも、警察と連携をとり始めてからであることや、担当検察官に求められた追加資料が消防用設備等を視覚的に理解しやすいものであったことなどを考慮すると、警察及び検察による捜査が円滑に進むためには、消防法を所管する消防機関の協力が必要であると感じました。担当警察官から添付書類や資料を読むだけでは理解が難しく、面会や電話による協力のおかげで捜査が進んだとお礼を言われたことから、告発書提出後に警察及び検察の捜査の動向を注視し、必要な連携を図ることで、早期の処分決定につながると感じました。

### (2) 公訴時効について

上記(1)にもつながりますが、今回の事案では、告発書の提出から警察による現場検証まで約1年を要しており、処分が通知されるまでには、1年半近くかかりました。今回、告発に踏み切る判断がさらに遅れた場合は、警察や検察による十分な捜査を行うことができず、違反是正の担保等がないまま、不起訴となった可能性も考えられます。公訴時効を迎えた場合は、当該命

令違反に対する告発はできないことから、罰則を担保とした是正指導が行えず、違反が長期にわたり是正されないこととなってしまいます。

こうした事態を招かないためにも、命令の履行期限経過後は、公訴時効があることを念頭に置き、機を逸することなく告発を行うこと、告発は被告発人の処罰ではなく、違反の是正を目的に行っていることから、告発後も違反者への継続指導や防火管理体制の強化などによる安全対策を図り、建物利用者の安全を確保していくことが必要になると感じました。

### (3) 告発による違反是正の効果について

違反の是正が見込まれる前に行った担当検察官との面会で不起訴となる可能性について話があったときは、違反がこのまま是正されないかもしれないという不安感や無力感を抱きましたが、結果として、違反は是正されました。

本事案では、告発という手段が持つ違反是正への強力な効果を実感することができました。今後は、今回の経験を生かし、命令違反が発生して、告発の必要が認められる場合は、躊躇なく告発に踏み切り、早期に違反是正に導きたいと考えています。

## さいごに

今回の消防法第17条の4に規定する消防用設備等の設置維持命令違反の告発は、当局では初めての事案でしたが、無事違反を是正することができました。

これは、違反是正をあきらめなかった各査察員のほか、顧問弁護士、管轄警察署、札幌地方検察庁などの関係機関の方々の努力と情熱による結果だと思っています。この場をお借りして感謝申し上げます。

これからも、信念を持って消防が持つ権限を行使し、違反を是正していくことで、「安全・安心を誇れる街 さっぽろ」の実現に尽力していく所存です。